

鳥取県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理 事	梶 川 昭 基	鳥取市河原町高福215
〃	中 川 竹 治	八頭郡八頭町隼郡家304
〃	石 川 雄 光	八頭郡八頭町花272
〃	奥 田 隆 雄	八頭郡八頭町池田295
〃	猪 本 正 己	八頭郡八頭町石田百井72
〃	岩 城 正 一	八頭郡八頭町船岡300
監 事	岩 城 義 信	八頭郡八頭町船岡459
〃	山 根 貞 巳	鳥取市河原町今在家434
〃	安 藤 和 幸	八頭郡八頭町郡家264－1

平成21年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	石 川 雄 光	八頭郡八頭町花272
〃	奥 田 隆 雄	八頭郡八頭町池田295
〃	谷 本 正 敏	八頭郡八頭町米岡106－5
〃	岩 城 正 一	八頭郡八頭町船岡300
〃	中 川 竹 治	八頭郡八頭町隼郡家304
〃	山 根 道 夫	鳥取市河原町三谷357
〃	梶 川 昭 基	鳥取市河原町高福215
監 事	細 田 重 明	八頭郡八頭町大門165
〃	林 正 憲	八頭郡八頭町坂田102
〃	山 根 貞 巳	鳥取市河原町今在家434

平成21年4月1日就任 任期4年